

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3 (5) ③において「関係自治体等 (10 団体程度) にニーズの把握等のヒアリング (オンライン開催を想定、各団体 2 回程度、謝金不要) や現地確認 (1 団体につき 1 泊 2 日を想定) 等」とあります。10 団体すべてについてヒアリング (オンライン 2 回) および現地確認 (1 回) を実施するのでしょうか?あるいは、現地確認は一部の団体ということでしょうか?	当該ヒアリングや現地確認は自治体支援に向けたニーズの把握や必要な情報の整理を行うことを目的としており、その目的が達成されるのであれば必ずしも 10 団体すべてに 2 回のヒアリングや現地確認を行うことを要しませんが、環境省としては 10 団体程度に各 2 回のオンラインヒアリング及び各 1 回の現地確認を想定しております。